

令和6年度
時間外労働の上限規制（運送業向け）と
36協定の運用ポイント

- 1 自動車運転者の時間外労働の上限規制とは
- 2 36協定の届出様式は2種類
- 3 36協定の協定事項の補足

令和6年6月3日（月）
大津労働基準監督署
監督官 藤木航将

1 自動車運転者の時間外労働の上限規制とは

- ・ 労働基準法で定められた法定残業の上限（限度）のこと。
- ・ 自動車運転者に適用される法令には、労働基準法のほかに改善基準という告示もありますが、労働基準法とは別の規制。
- ・ 36協定は、法定残業が発生する限り上限規制に関わるもの。
- ・ 法定残業とは
 - ① 1日 8時間を超える時間 ② 1週 40時間を超える時間
 - ※①②のどちらかでも超えれば法定残業。ただし、（1ヵ月・1年）変形労働時間制を導入することで応用して解釈することが認められています。
- ・ 法定残業ができる大前提
 - ・ 36協定の締結・監督署への協定届の届出

- ・ 法定残業の上限は何時間まで？
 - ・ 1日 **上限はない。**
 - ・ 1ヵ月（単月） 原則45時間まで（対象期間が3ヵ月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する労働者については42時間まで）
→この原則となる上限を「限度時間」という。
例外として、**特別条項を付けることで、上限（法定休日労働を含む）なく協定することが可能。**
 - ・ 1年間 原則360時間まで（対象期間が3ヵ月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する労働者については320時間まで）
→この原則となる上限を「限度時間」という。
例外として、**特別条項を付けることで、960時間まで協定することが可能。**
 - ・ 1ヵ月（単月）の限度時間（45時間or42時間）を超えて労働させることができる回数
回数制限はない。年12回まで協定することが可能。
 - ・ 実態において、複数月（2～6ヵ月）平均80時間（法定休日労働を含む）以下とする規制
適用されない。

2 36協定の届出様式は2種類

以下の2種類から自社にあった1種類を決定する。

- (1) 特別条項を付けない場合（限度時間以下で協定する場合）
様式第9号の3の4（協定届は1枚）
- (2) 特別条項を付ける場合（限度時間超で協定する場合）
様式第9号の3の5（協定届は2枚で1セット）

《様式のダウンロード》

36協定の協定書と

36協定の協定届（トラックのみ掲載）

滋賀労働局 36協定 で検索

[36協定の様式（新様式）はこちら](#)

というリンクをクリックすると右の画面に遷移します

タクシー業、バス業の記載例が掲載された改善基準告示パンフを頒布中です。



1枚目の協定事項は、様式第9号の3の4と同じなので記載例は省略

様式第9号の3の5(第70条関係)

時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)					1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数		限度時間を超える労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超える労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超える労働に係る割増賃金率		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)				法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者(トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)※2 ①、⑥、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での短時対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)												

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 経理担当事務員
氏名 山田 花子
(又は ○○運輸労働組合)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

○○○○年 3月 15日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中 太郎

○ ○ 労働基準監督署長殿

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超える労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

①医師による面接指導 ②深夜業(22時~5時)の回数制限 ③終業から始業までの休息期間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

3 様式第9号の3の5（特別条項）の補足

- ・ 自動車運転者「以外」の労働者（業務の大半を運行管理者、荷役作業員、事務員等として従事する者）については特別条項の上限規制の内容が異なり、以下の内容で協定することになります。
 - ・ 1ヵ月（単月） 100時間未満（法定休日労働を含む）
 - ・ 1年間 720時間
 - ・ 1ヵ月（単月）の限度時間（45時間or42時間）を超えて労働させることができる回数
制限が設けられていて、年6回まで。
 - ・ 実態においては、複数月（2～6ヵ月）平均80時間（法定休日労働を含む）以下とする規制
適用される。
そのため、36協定の労使で確認する事項として
チェックボックスへの☑が必須となっている。

3 3 6 協定の協定事項の補足

- 「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」
法定割増率は、月60時間までは2割5分以上・月60時間超から5割以上。【注】記載例は（月60時間まで）35%となっていますが、35%としなければならないわけではありません。【25%超は努力義務】

- 「限度時間を超えて労働させる場合における手続」
労働者代表者への通告（申し入れ）、労使協議など。

（通告の例）労働者代表 ○○○○ 殿

特別条項付き時間外労働に関する協定に関し、来月度は下記のとおり運用しますので通告します。

- 1 特別の事情 突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため
- 2 期間 令和6年○月16日 ～ 令和6年○月15日
- 3 対象となる従業員の範囲
A部署 ○○○○（従業員氏名） ○○○○（従業員氏名） ○○○○（従業員氏名）
- 4 延長内容 ○○○○

○○株式会社 代表取締役○○○○

- 「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」

裏面①から⑩から選択（過重労働防止の観点から①～⑨から選択することが望ましいとされている）

- ①医師による面接指導、②深夜労働の制限、③勤務間インターバルの確保、④特別休暇の付与、⑤健康診断、⑥年休取得促進、⑦健康問題相談窓口、⑧配置転換、⑨産業医の活用、⑩その他